

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	平成30年度 第1回河内長野市水道水源保護審議会
2 開催日時	平成31年2月26日(火) 14時30分から
3 開催場所	602会議室
4 会議の概要	①河内長野市水道水源保護条例施行規程の改正について ②その他
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	(担当課名) 上下水道部 水道課 53-1111 (内線 624)
8 その他	

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

平成30年度 第1回河内長野市水道水源保護審議会(要旨)

1. 日時 : 平成31年2月26日(火)午後2時30分～3時30分
2. 場所 : 市役所 602会議室
3. 出席者 : 河内長野市水道水源保護審議会委員8名

北宅 善昭	<審議会会長>	大阪府立大学教授
石倉 保彦	<審議会副会長>	河川を美しくする市民の会(会長)
山田 優		大阪市立大学名誉教授
小泉 義彦		地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所 衛生化学部生活環境課 主任研究員
竹村 真紀子		弁護士
大江 禧昭		河内長野市農業委員会(会長)
奥野 豊		大阪府森林組合(副組合長)
井元 宏司		河内長野市自然環境保護協議会(会長)

河内長野市上下水道事業6名

- | | |
|---------|--------|
| 上下水道部長 | 加山 孝好 |
| 水道課長 | 佐野 俊夫 |
| 水道課課長補佐 | 西村 政喜 |
| 経営総務課長 | 浦 俊彦 |
| 水道課主査 | 山中 武和 |
| 水道課副主査 | 佐々本 紀江 |

4. 会議内容

○審議案件1:水道水源保護審議会会長および副会長の選任について

○審議案件2:河内長野市水道水源保護条例施行規程の改正について

同施行規程第10条 別表第3の「排水水質基準」の項目・基準値について、厚生労働省から水質管理目標設定項目の改正通知があったことに伴い、改正を行うものである。

(以下の新旧対照表のとおり)

新旧対照表(変更点のみ)

新		旧		備考
項目	排水水質基準値 (mg/L)以下	項目	排水水質基準値 (mg/L)以下	
2, 4-D(2, 4-PA)	0.02	2, 4-D(2, 4-PA)	0.03	基準値変更
イソキサチオン(注2)	0.005	イソキサチオン(注2)	0.008	基準値変更
シアナジン	0.001	シアナジン	0.004	基準値変更
(削除)	(削除)	ジチアノン	0.03	削除
(削除)	(削除)	ジメピペレート	0.003	削除
プロチオホス(注2)	0.004	プロチオホス	0.004	追記
(注2) 有機リン系農薬のうち、EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン(MEP)、プタミホス、プロチオホス及びマラチオン(マラソン)の濃度については、それぞれのオキシソンの濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキシソン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。		(注2) 有機リン系農薬のうち、EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン(MEP)、プタミホス及びマラチオン(マラソン)の濃度については、それぞれのオキシソンの濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキシソン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。		追記

審議案件1

審議委員の互選により、審議会会長に北宅善昭委員、副会長に石倉保彦委員が選任された。

審議案件2

<質疑応答>

質疑(竹村委員)

厚生労働省の改正通知自体はすでに適用されていると思うのですが、この間は事実上これに合わせるような形で検査をされるということですか。

回答(事務局)

適用については、この排水水質基準はあくまでも市が条例で定めているものですので、施行規程改正前の現時点では旧の基準を適用することとなっております。

質疑(北宅会長)

かなりの項目に渡って基準が決められていますが、これは水道事業の方でどれぐらいの頻度で測定されているのですか。

回答(事務局)

水道水源保護地域内で計画されている事業場が、条例により規制すべき対象かどうかを判定するための項目ですので、定期的に検査を行っているものではありません。

以上、施行規程の改正について、原案どおり承認された。

- 添付資料 ○『排水水質基準』の基準値等の改正について
○河内長野市水道水源保護条例施行規程の改正について(意見書)

『排水水質基準』の基準値等の改正について

<対象農薬 120→118項目>

番号	項目	目標値 (mg/L) 以下	番号	項目	目標値 (mg/L) 以下
1	1, 3-ジクロロプロペン(D-D) 注1)	0.05	59	チアジニル	0.1
2	2, 2-DPA(ダラボン)	0.08	60	チウラム	0.02
3	2, 4-D(2, 4-PA)	0.03→0.02	61	チオジカルブ	0.08
4	EPN 注2)	0.004	62	チオファネートメチル	0.3
5	MCPA	0.005	63	テフリルトリオン	0.002
6	アシュラム	0.9	64	チオベンカルブ	0.02
7	アセフェート	0.006	65	テルブカルブ(MBPMC)	0.02
8	アトラジン	0.01	66	トリクロピル	0.006
9	アニロホス	0.003	67	トリクロルホン(DEP)	0.005
10	アミトラズ	0.006	68	トリシクラゾール	0.1
11	アラクロール	0.03	69	トリフルラリン	0.06
12	イソキサチオン 注2)	0.008→0.005	70	ナプロパミド	0.03
13	イソフェンホス 注2)	0.001	71	パラコート	0.005
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	72	ピペロホス	0.0009
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	73	ピラクロニル	0.01
16	イプロベンホス(IBP)	0.09	74	ピラゾキシフェン	0.004
17	イミノクタジン	0.006	75	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02
18	インダノファン	0.009	76	ピリダフェンチオン	0.002
19	エスプロカルブ	0.03	77	ピリブチカルブ	0.02
20	エディフェンホス(エジフェンホス、EDDP)	0.006	78	ピロキロン	0.04
21	エトフェンプロックス	0.08	79	フィプロニル	0.0005
22	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.004	80	フェニトロチオン(MEP) 注2)	0.01
23	エンドスルファン(ベンゾエピン) 注3)	0.01	81	フェノブカルブ(BPMC)	0.03
24	オキサジクロメホン	0.02	82	フェリムゾン	0.05
25	オキシ銅(有機銅)	0.03	83	フェンチオン(MPP) 注9)	0.006
26	オリサストロビン	0.1	84	フェントエート(PAP)	0.007
27	カズサホス	0.0006	85	フェントラザミド	0.01
28	カフェンストール	0.008	86	フサライド	0.1
29	カルタップ 注4)	0.3	87	ブタクロール	0.03
30	カルバリル(NAC)	0.05	88	ブタミホス 注2)	0.02
31	カルプロパミド	0.04	89	ブプロフェジン	0.02
32	カルボフラン	0.005	90	フルアジナム	0.03
33	キノクラミン(ACN)	0.005	91	プレチラクロール	0.05
34	キャブタン	0.3	92	プロシモン	0.09
35	クミルロン	0.03	93	プロチオホス 注2)	0.004
36	グリホサート 注5)	2	94	プロピコナゾール	0.05
37	グルホシネート	0.02	95	プロピザミド	0.05
38	クロメプロップ	0.02	96	プロベナゾール	0.05
39	クロルニトロフェン(CNP) 注6)	0.0001	97	プロモブチド	0.1
40	クロルピリホス 注2)	0.003	98	ベノミル 注10)	0.02
41	クロロタロニル(TPN)	0.05	99	ペンシクロン	0.1
42	シアナジン	0.004→0.001	100	ベンゾピシクロン	0.09
43	シアノホス(CYAP)	0.003	101	ベンゾフェナップ	0.005
44	ジウロン(DCMU)	0.02	102	ペンタゾン	0.2
45	ジクロベニル(DBN)	0.03	103	ペンディメタリン	0.3
46	ジクロルボス(DDVP)	0.008	104	ペンフラカルブ	0.04
47	ジクワット	0.005	105	ペンフルラリン(ベスロジン)	0.01
48	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	106	ペンフレセート	0.07
	ジチアノン→削除		107	ホスチアゼート	0.003
49	ジチオカルバメート系農薬 注7)	0.005 (二硫化炭素として)	108	マラチオン(マラソン) 注2)	0.7
50	ジチオピル	0.009	109	メコプロップ(MCPP)	0.05
51	シハロホップブチル	0.006	110	メソミル	0.03
52	シマジン(CAT)	0.003	111	メタラキシル	0.06
53	ジメタメトリン	0.02	112	メチダチオン(DMTP)	0.004
54	ジメトエート	0.05	113	メチルダイムロン	0.03
55	シメトリン	0.03	114	メミノストロビン	0.04
	ジメピペレート→削除		115	メトリブジン	0.03
56	ダイアジノン 注2)	0.003	116	メフェナセツ	0.02
57	ダイムロン	0.8	117	メプロニル	0.1
58	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルチオシアネート 注8)	0.01	118	モリネート	0.005

注1) 1, 3-ジクロロプロペン(D-D)の濃度は、異性体であるシス-1, 3-ジクロロプロペン及びトランス-1, 3-ジクロロプロペンの濃度を合計して算出すること。

注2) 有機リン系農薬のうち、EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン(MEP)、ブタミホス、プロチオホス及びマラチオン(マラソン)の濃度については、それぞれのオキシソンの濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキシソン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注3) エンドスルファン(ベンゾエピン)の濃度は、異性体である α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート(ベンゾエピンスルフェート)も測定し、 α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンの濃度とエンドスルフェート(ベンゾエピンスルフェート)の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注4) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。

注5) グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸(AMPA)も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸(AMPA)の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注6) クロルニトロフェン(CNP)の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注7) ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ(マンコゼブ)及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。

注8) ダゾメット及びメタム(カーバム)及びメチルチオシアネートの濃度は、メチルチオシアネートとして測定すること。

注9) フェンチオン(MPP)の濃度は、酸化物であるMPPスルホキド、MPPスルホン、MPPオキシソン、MPPオキシソンスルホキド及びMPPオキシソンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン(MPP)の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注10) ベノミルの濃度は、メチル-2-ベンツイミダゾールカルバメート(MBC)として測定し、ベノミルに換算して算出すること。